

介護サービスに係る事故報告書

八女市長 様

報告年月日：令和 年 月 日

1 事業 所 の 概 要	①法人名	社会福祉法人 八女福祉会		②事業所番号										
	③事業所名	(管理者)												
	④サービス種類													
	⑤所在地、TEL	〒834-0022 八女市柳島 863 番地		(TEL 0943-22-2200)										
	⑥記載者名	(職名)												
2 対 象 者	⑦氏名(フリガナ)	()		⑧被保険者番号										
	⑨生年月日	年 月 日 (歳)		⑩要介護度	支援 1 2 介 1 2 3 4 5									
	⑪住所	〒												
	⑫対象者の心身の状況													
3 事 故 の 概 要	⑬事故発生・発見日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分頃 発生・発見												
	⑭場所	施設	居室 トイレ 食堂 浴室(脱衣場・洗面所) 階段 廊下 訓練室(リハビリ室) その他屋内 屋外											
		居宅	()											
		その他	()											
	⑮事故の種別	転倒 転落 接触 異食 誤嚥 誤薬 食中毒 感染症(インフルエンザなど) 交通事故 徘徊 職員の違法行為・不祥事 その他 ()												
	⑯事故結果	死亡 骨折(第1腰椎骨折) 打撲 捻挫 脱臼 切傷 擦過傷 火傷 異常なし その他 () (入院年月日 退院予定日)												
	⑰事故の概要、経緯、対応等													
	⑱事故の原因	ア 従業者の直接行為によるもの イ 介助中の注意不足によるもの ウ 従業者の見守り不十分によるもの エ 福祉用具・施設設備不良 オ その他												
	⑲受診した医療機関の名称・所在地													
4 事 後 の 対 応	⑳家族への連絡・説明	ア 月 日 時頃 () が (様) に _____にて説明を行う。 イ 未実施(理由) ウ 連絡不要(身寄りのない方等)												
	㉑関係機関への連絡	ア 警察への連絡(不要・済) イ 保健所への連絡(不要・済) ウ その他(ケアマネ等)(へ連絡) 裏面 ※3参照												
5 そ の 他	㉒再発防止のための方策													
	㉓損害賠償等の状況	ア 損害賠償保険を利用 イ 検討・交渉中 ウ 賠償なし(理由: 事故時の当施設の対応に納得していただいたから)												
	㉔特記事項													

※記載注を確認してから、記入してください

記載注

- 2の⑫ アセスメントシート等の写しの添付でも差し支えない。
- 2の⑬ 発生または発見のいずれかに○をつけること。
- 3の⑭ ・居宅における事故とは、ヘルパー等による介護サービス中におこる事故である。
- 3の⑮ ・「職員の法令違反・不祥事」とは、利用者の個人情報の紛失、送迎時の飲酒運転、預かり金の紛失・横領等である。
・「その他」については、事業所の災害被災等である。
- 3の⑯ ・報告書提出時点で、入院日・退院予定日が分かっているときは、記載すること。
- 3の⑰ ・「従業者の直接行為」とは、
故意、過失を問わず、従業者の直接行為が原因で事故が生じた場合。
・「介助中の注意不足」とは、
従業者の直接行為が原因ではないものの、従業者の介助中の事故が生じた場合。
・「従業者の見守り不十分」とは、
居室やトイレ等において、介助時以外に転倒等の事故が生じた場合に選択すること。
・「その他」とは、
感染症、食中毒、原因が不明な場合等に、その内容を記載すること。
- 4の⑱ ・従業者の直接行為が原因で生じた事故、従業者の介助中に生じた事故のうち、利用者の生命、身体に重大な被害が生じたもの（自殺、行方不明等、事件性の疑いがあるものを含む）については、管轄の警察署へ連絡すること。
・感染症、食中毒等が生じた場合は、管轄の保健所へ連絡すること。
- 5の㉑ 「再発防止のための方策」について、検討中の場合は「未定、検討中」として事故報告書は速やかに提出すること。その後、検討した結果について、改めて報告すること。

※1 基本的に、利用者個人ごとに作成するが、感染症・食中毒等において、一つのケースで対象者が多数に上る際は、事故報告書を1通作成し、これに対象者のリスト（2「対象者」、4「事後の対応」、各人の病状の程度、搬送先等の内容を含むこと。）を添付してもよい。

※2 利用者の関係する全ての保険者に、報告すること。

※3 施設入所者について、施設所在地の保険者と入所者の保険者が異なる場合は、報告書を双方へ提出すること。

※4 対象者が、報告後に容態が急変して死亡した場合等は、再度報告書を届け出ること。